

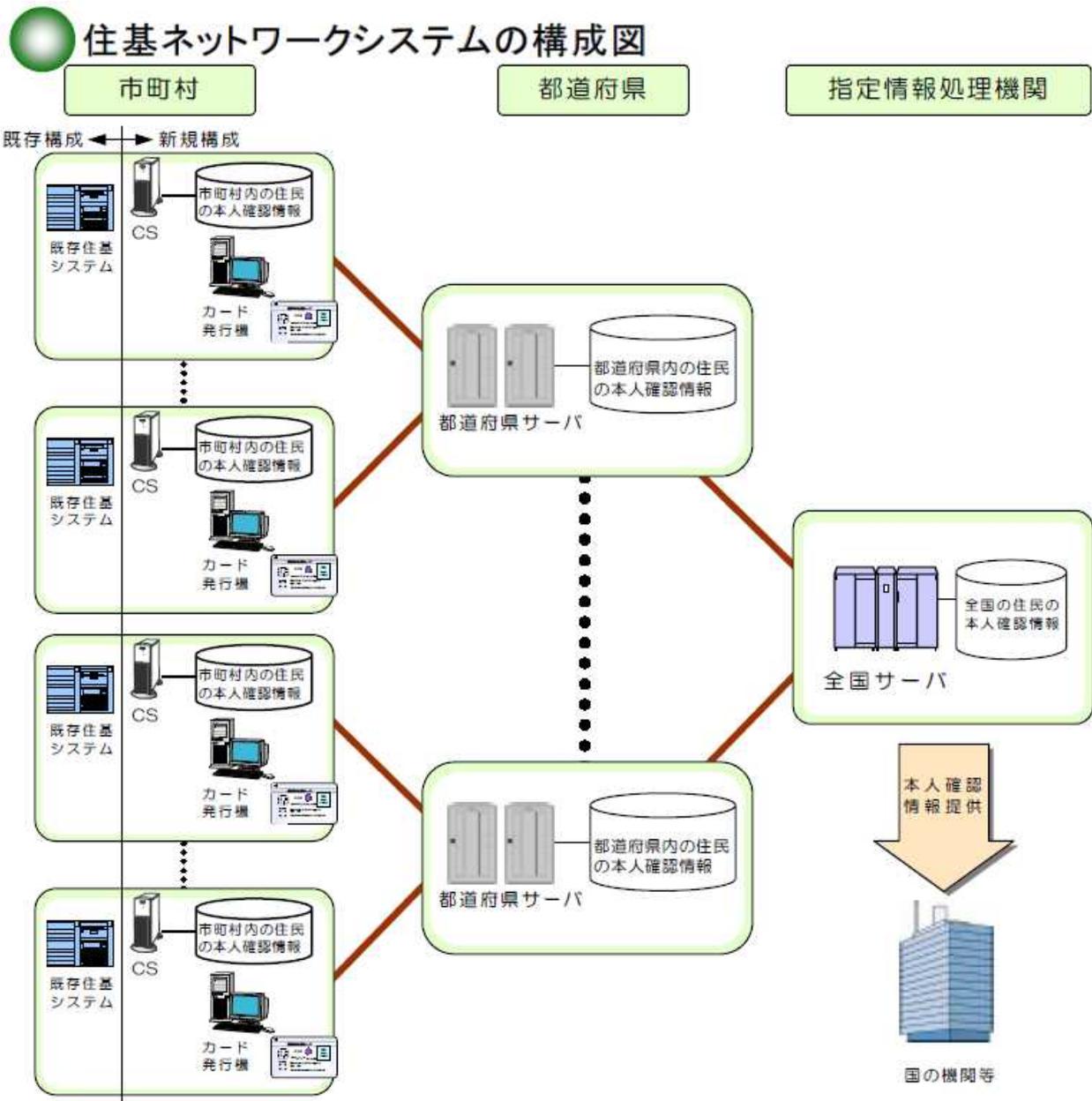
◎住民基本台帳ネットワークシステムにおけるセキュリティ対策の見直し について

【システムの概要】

「全国的な本人確認システム」 平成14年から稼動

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築するものです。

住基ネットで保有している情報は、氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報である本人確認情報です。



【セキュリティ対策の見直し】

操作者認証方式の変更

職員が住基ネットへのアクセスを行う場合、現行では操作者識別 IC カードとパスワードにより認証を行なっていますが、平成 26 年 3 月から、操作者の生体（手のひらの静脈）情報による認証方式に変更します。これにより、IC カードの紛失・盗難等のリスクや IC カードの管理負荷の課題を解決できます。

なお、住基ネットの運営主体である（財）地方自治情報センター（住民基本台帳法第 30 条の 10 第 1 項に規定される「指定情報処理機関」）は、操作者認証方式の変更期限を平成 26 年 5 月までとしており、6 月以降は操作者識別 IC カード認証が廃止され、IC カードが使用できなくなります。亀岡市においては、今月（2 月）の住基ネットシステム機器更新と合わせて認証方式の変更を行います。